

松江市告示第100号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による廃止の届出がされたので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和5年3月29日

松江市長 上 定 昭 仁

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人ねむの木福祉会 松江市学園二丁目7-10	あおぞら児童クラブえす ぱす2 松江市西川津町2663-6	令和5年3月31日	放課後等 デイサー ビス	特定なし	3250100397